

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）1月10日（諮問第229号）

答申日：令和7年（2025年）3月28日（答申情第187号）

事案名：あさりの産地偽装に関する文書の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、あさりの産地偽装に関する文書について、令和4年（2022年）3月18日に行った部分開示決定について、審査請求人が開示すべきとし、実施機関がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち、別表のⅣ「審議会が開示すべきと判断した部分」は開示すべきである。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和4年（2022年）2月4日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。

令和3年度（2021年度）において、熊本県産あさりの産地偽装問題に関して、国・報道関係者を含む外部から情報提供を受け、県庁内外の関係先（知事ら特別職、漁協、出荷団体、生産者を含む）への問い合わせ、調査、報告、対応策の検討を行った記録。知事記者会見で公表された資料は除く。

- 2 令和4年（2022年）3月18日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した別表のⅠに掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）のうち、別表のⅡ「実施機関が不開示とした部分」について条例第7条第2号（個人に関する情報）、第3号ア又はイ（法人等に関する情報）、第5号（審議、検討又は協議に関する情報）若しくは第6号（事務又は事業に関する情報）の規定に該当することを理由に不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和4年（2022年）5月6日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。

- 4 令和6年（2024年）1月10日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

対象行政文書すべてを公開する決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

全部不開示となった文書について、全部不開示の理由として条例第7条第5号、第6号を共通して指摘しているが、いずれの場合も根拠が乏しい。

国は開示請求日以前に広範囲なあさり産地偽装の疑いを示す調査報告を発表し、熊本県に疑惑が集中していることを指摘している。国や県の調査や、率直な意見交換の妨げになるとする実施機関の見解は杞憂に過ぎる。

不開示対象の文書は、条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定を適用してでも公開すべき公益性の高い情報を盛り込んでいる。

全部不開示の文書の一部、その他文書の一部不開示部分についても条例第7条第3号アを安易に適用しているが、あさり蓄養場を含め漁協が管理する漁場や権利は、特別な法律に基づいて保護されているものであり、不正使用などを防止するため漁場使用の実情に関する情報はむしろ積極的に公開されるべき性質のものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明時における文書の一部開示について

原処分で不開示とした部分について再検討した結果、弁明時に一部を開示した。その結果、実施機関がなお不開示とする部分は、別表のⅢのとおりである。

2 条例第7条第2号該当性の判断について

不開示としたのは、熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）や関係漁業協同組合（以下「漁協」という。）の職員、関係事業者、報道機関関係者の氏名及び県議会議員のメールアドレスである。これらの情報は、特定の個人を識別することができる。

3 条例第7条第3号ア該当性の判断について

不開示としたのは、実施機関があさりの産地偽装に関する情報収集のために実施した調査等の相手である漁協、あさり蓄養業者、県漁連指定商社、輸入業者、販売店舗の名称が分かる情報である。これらの情報を公にした場合、実施機関が何らかの根拠を持って、各事業者に調査等を行ったと推測される可能性があり、適正にあさりの流通や販売を行っていたとしても、産地偽装に関与したと誤認されるおそれがある。その結果、各事業者の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれるおそれがある。

4 条例第7条第3号イ該当性の判断について

不開示としたのは、実施機関職員が県漁連又は関係漁協から聞き取った情報である。いずれも任意に提供され、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当な情報である。

5 条例第7条第5号該当性の判断について

不開示としたのは、あさり産地偽装に関する実施機関と国との協議や、実施機関内部での協議に関する情報である。

このうち、国職員の氏名等を公にした場合、当該職員の生命・身体に危害が加えられるおそれがある。また、実施機関内部での協議に関する情報を公にした場合、国の調査の流れや手法等が推測されることとなり、今後の監視や食品表示に関する立入検査に重大な影響を及ぼすこととなる。その結果、今後の国と実施機関との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

また、県執行部と県議会議員との協議内容を公にした場合、今後の県執行部と県議会議員との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

6 条例第7条第6号該当性の判断について

不開示としたのは、国職員の氏名等の情報、あさり産地偽装に関する実施機関又は国による調査に関する情報である。

このうち、国職員の氏名等を公にした場合、当該職員の生命・身体に危害が加えられるおそれがあり、あさり産地偽装に係る調査・取締りに支障を及ぼすおそれがある。

また、実施機関又は国による調査に関する情報を公にした場合、国又は実施機関の調査の流れや手法等が推測されることとなり、不適正な産地表示を行う事業者に対策されてしまうことで、今後の監視や食品表示に関する立入検査に支障を及ぼすおそれがある。

7 条例第9条を適用しなかった判断について

条例第9条の適用に関しては、「熊本県情報公開条例解釈運用基準」において、『公益上特に必要があると認めるとき』に該当して、行政文書を公開できる場合とは、緊急の災害発生時等基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得

る特段の事情、必要性が現に存する場合に限られることに特に留意する必要がある。」としている。

あさは中国や韓国から輸入され、国内で消費されている。産地偽装されたあさについても、税関の厳しい基準を通過して国内に入ってきており、食品としての品質に問題はなく、人の生命、健康に影響はないと考えられる。

本件不開示部分は、開示することによる公益上の特段の事情、必要性があるとは認められないことから、本条を適用しなかった。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性等について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示部分を不開示とした根拠となる条例の規定について

(1) 条例第7条第2号の規定及び解釈について

条例第7条第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員（中略）の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、次の情報を不開示情報として規定している。

法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（中略）を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 条例第7条第5号の規定について

条例第7条第5号は、次の情報を不開示情報として規定している。

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(3) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号は、次の情報を不開示情報として規定している。

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(以下省略)

(4) 条例第9条の規定について

条例第9条は、公益上の理由による裁量的開示について次のように規定している。

実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（中略）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性等について

以下、本件不開示部分の条例第7条第2号、第3号ア又はイ、第5号若しくは第6号の該当性及び条例第9条を適用しなかったことの妥当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、県漁連職員の職及び氏名、関係漁協職員の職及び氏名、あさり蓄養業者職員の氏名、報道機関職員の氏名及びメールアドレス、県議会議員事務所職員のメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該職員の職及び氏名は、特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、当該メールアドレスはいずれも、ユーザー名に職員の氏名、ドメイン名に法人又は事務所の名称が表記されているものであり、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

なお、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、当該情報を同号により不開示としたことは妥当である。

イ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、県議会議員事務所のメールアドレスが記載されていることが認められる。

しかしながら、当該メールアドレスは、ドメイン名に事務所の名称が表記されているが、ユーザー名には特定の職員の氏名等は含まれておらず、特定の個人を識別することができる情報には該当しない。

したがって、当該情報は条例第7条第2号には該当せず、開示すべきである。

(2) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、実施機関が調査を行った漁協等の名称（当該情報を識別できる他の情報を含む。）、実施機関と関係漁協等との協議に関する情報が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、あさりの蓄養に関して、関係漁協は漁場利用を認めるだけの関わりであった。そうであるにもかかわらず、これらの情報を公にすると、当該漁協等があさりの産地偽装に関わっていたと誤認され、風評被害により、天然水産物等の取扱いに影響を及ぼすなど、当該漁協等の正当な利益を害するおそれがあるとのことだった。

本件対象文書を見分したところ、あさりの産地偽装が報道された後、実施機関に対して「熊本産品は二度と買わない」等の意見が寄せられていることが確認された。

そのような状況で、あさりの蓄養に漁場利用を認めた関係漁協の名称等を公にすることで、誤った認識に基づく風評被害により、当該漁協の取引に影響を及ぼすとの実施機関の説明は首肯でき、当該漁協等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、これらの情報は、条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、当該情報を同号アにより不開示としたことは妥当である。

イ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、実施機関が調査等を行ったあさりの流通・販売関係事業者の名称（当該情報を識別できる他の情報を含む。）、実施機関と関係事業者との協議に関する情報が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、当該事業者が適正にあさりの流通・販売を行っていたにもかかわらず、これらの情報を公にすると、実施機関が何らかの根拠を持って情報収集していたのではないかという誤った推測により、当該事業者が産地偽装に関与していたと誤認され、結果として当該事業者の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれるおそれがあるとのことだった。

アに記載のとおり、あさりの産地偽装が報道された後、実施機関に対して「熊本産品は二度と買わない」等の意見が寄せられている。

そのような状況で、実施機関が調査等を行った事業者の名称等の情報を公にすることで、誤解や憶測を招き、当該事業者の社会的信用等が損なわれるおそれがあるとする実施機関の説明は首肯でき、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、これらの情報は、条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、当該情報を同号アにより不開示としたことは妥当である。

ウ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、あさりの仕入れ値に係る具体的な金額が記載されていることが認められる。

商品の仕入れ値に係る具体的な金額は、法人等の販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあると認められる。

なお、これらの情報は、条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、当該情報を同号アにより不開示としたことは妥当である。

エ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、漁協が報道内容に関して実施機関に確認を求めた内容が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、当該情報は、あさりの産地偽装が発覚した直後に実施機関が調査を行った際の発言内容とのことだった。漁協は、あさりの蓄養に関して、漁場利用を認めるだけの関わりであった。そうであるにもかかわらず、当該情報を公にすると、実施機関が何らかの根拠を持って情報収集していたのではないかという誤った推測により、当該漁協が産地偽装に関与していたと誤認され、結果として当該漁協の正当な利益を害するおそれが

あるとのことだった。

実施機関が調査を行った漁協の名称は、(1) アのとおり条例第7条第3号アに該当することを判断している。漁協の名称を不開示にした上で、当該漁協が報道内容に関して実施機関に確認を求めた内容を公にしたとしても、当該漁協の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号アには該当しない。

当該情報は、同号アと併せて同号イ該当を理由に不開示としているため、(3) イにおいて同号イ該当性を検討することとする。

オ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、関係漁協があさり蓄養事業者に漁場利用を認める際の利用料徴収状況等が記載されていることが認められる。

実施機関において、これらの情報を精査したところ、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示することだった。

したがって、当該情報は、実施機関と審査請求人との間で争いがないため、当審議会は判断しないこととする。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、実施機関が調査を行った漁協等の名称（当該情報を識別できる他の情報を含む。）、実施機関と関係漁協等との協議に関する情報、実施機関が調査等を行ったあさりの流通・販売関係事業者の名称、実施機関と関係事業者との協議に関する情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、原処分において条例第7条第3号ア及び同号イ該当を理由に不開示とされている。

これらの情報は、(2) ア及びイの情報の一部と同一であることが認められる。そして、(2) ア及びイの情報は、いずれも同号アに該当することを判断しているため、当該情報も同様に同号アに該当することが認められる。

したがって、当該情報は同号アに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、漁協が報道内容に関して実施機関に確認を求めた内容が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、当該情報は「通例として公にしないこととされているもの」に該当することだった。

「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、個別具体的な事情により当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、客観的にみて、当該法人が属する業界、業種において、非公開とする

慣行あるいは通常の取扱いが存在し、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要であると解される。

このことを踏まえて本件対象文書を見分したところ、当該情報は、一般的に公にしないことが相当とは認められず、むしろ漁協は自らが求めるとおり、実施機関が報道機関に確認することを求めている。

したがって、当該情報は条例第7条第3号イに該当せず、(2)エのとおり同号アにも該当しないことから、開示すべきである。

(4) 条例第7条第5号該当性について

ア 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、国の職員の所属名、役職名、氏名、連絡先が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、食品表示に係る現地調査では、調査対象者から威圧的な言動を取られることがしばしばある。そのような状況を踏まえると、あさりの産地偽装の取締り等に対応している国の機関の職員が識別されれば、当該職員の生命・身体に危害が加えられるおそれがあるとのことだった。

国の職員の役職名、氏名は、特定の職員を識別することができる情報に該当し、これらの情報を公にすると、現地調査の状況から、当該職員の生命・身体に危害が加えられるおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できる。また、国の職員の連絡先を公にすると、いたずらや偽計等に使用されることにより、外部との連絡に支障を来すおそれがあるとは認められる。よって、これらの情報を公にすることにより、今後、実施機関と国の相互間において率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるとは認められる。

したがって、当該情報のうち、国の職員の役職名、氏名、連絡先を条例第7条第5号により不開示としたことは妥当である。

しかしながら、国の所属名については、一般的にいずれの所属がどのような業務を担当しているか、おおよそ見当がつくものであると考えられる。また、国の所属名を公にしたとしても、特定の職員を識別することはできないものと考えられる。よって、当該情報を公にしたとしても、今後、実施機関と国の相互間において率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるとは認められないため、同号には該当せず、開示すべきである。

イ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、実施機関内部における知事と担当所属の具体的な協議内容、実施機関と県議会議員の具体的な協議内容が記載されていることが認められる。

まず、実施機関内部における知事と担当所属の具体的な協議内容について、本件対象文書を見分したところ、その内容は、事実関係が判明していない段階において推測される可能性に言及した発言であることが確認された。当該情報を公にすると、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、誤解等による誤った風評被害によって、特定

の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報のうち、実施機関内部における知事と担当所属の具体的な協議内容を条例第7条第5号により不開示としたことは妥当である。

次に、実施機関と県議会議員の具体的な協議内容について検討する。

同号が規定する「県の機関」には、議決機関を含むものと解されることから、実施機関と県議会議員との具体的な協議内容は、県の機関の内部における協議に関する情報に該当する。

そこで、当該協議内容について、本件対象文書を見分したところ、その内容は、事実関係の確認や所感であることが確認された。当該情報を公にしたとしても、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報のうち、実施機関と県議会議員の具体的な協議内容は、同号には該当せず、開示すべきである。

ウ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、実施機関と農林水産省との意見交換に関する内容が記載されていることが認められる。

これらの情報は、実施機関と国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

当該意見交換に関する内容について、本件対象文書を見分したところ、あさりの産地偽装に係る実態把握や対策検討等のため、相互に自由な意見又は情報の交換が行われていることが確認された。このうち、実施機関又は農林水産省の職員の発言内容を公にすると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、当該意見交換では、農林水産省が実施機関に対して、食品表示基準Q&Aの具体的な改正案を提示していることが確認された。消費者庁のホームページにおいて当該Q&Aの改正履歴を確認したところ、改正案を提示した日から原処分の日までの期間に当該Q&Aの改正は行われていなかった。行政内部で審議中の案を公にすると、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

さらに、当該意見交換では、農林水産省が特定の報道機関から受けた取材報告書が実施機関に共有されていることが確認された。これらの情報のうち、報道機関の名称（当該情報を識別できる他の情報を含む。）、取材主旨、取材概要は、当該報道機関がどのようなテーマや着眼点で取材を行っているかが明らかになるとともに、どのような情報を収集したかといった取材の成果を推測させることとなり、公にすると、報道内容の独自性が損なわれるなど、特定の者に不利益を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報のうち、実施機関又は農林水産省の職員の発言内容、食品表示基準Q & Aの具体的な改正案、取材報告書のうち報道機関の名称（当該情報を識別できる他の情報を含む。）、取材主旨、取材概要を条例第7条第5号により不開示としたことは妥当である。

しかしながら、前述の情報を除いた部分は、これらを公にしたとしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないため、同号には該当しない。当該情報は、同号と併せて同条第6号該当を理由に不開示としているため、（5）カにおいて同条第6号該当性を検討することとする。

エ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、農林水産省が行った調査に関する結果等の内容、当該調査に係る実施機関への事前連絡の内容、実施機関が行う予定の指導の概要が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、これらの情報と、農林水産省が公表した調査結果に関する情報を組み合わせることで、調査の流れや手法等が推測され、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるとのことだった。

本件対象文書を見分したところ、農林水産省が行った調査に関する結果等の内容は、令和4年（2022年）2月1日に農林水産省が公表しており、また、原処分においても開示していることが確認された。

ところで、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定の時点であると解される。原処分の時点では、すでに農林水産省が調査結果等を公表していることから、これらの情報を公にしたとしても、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることは想定されず、実施機関と国の相互間における率直な意見の交換が損なわれるおそれは認められないため、条例第7条第5号には該当しない。

したがって、当該情報のうち、同条第5号該当のみを理由に不開示とした実施機関が行う予定の指導の概要は、開示すべきである。

他方、当該情報のうち、同号と併せて同条第6号該当を理由に不開示とした農林水産省が行った調査に関する結果等の内容、当該調査に係る実施機関への事前連絡の内容は、（5）オにおいて同条第6号該当性を検討することとする。

（5）条例第7条第6号該当性について

ア 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、産地表示の疑義案件に係る調査に時間を要する具体的事例が記載されていることが認められる。

当該情報を公にすると、産地偽装に係る事実の把握が困難となり、実施機関又は国による今後の食品表示の監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があると認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第6号により不開示としたことは妥当である。

イ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、あさりの産地判別分析に関する情報が記載されていることが認められる。

当該分析に関する情報について、本件対象文書を見分したところ、実施機関が調査サンプルを調達した具体的な漁場名が記載されていることが確認された。当該分析の結果によっては、当該サンプルの調達元である漁場の関係漁協は、誤解や憶測により、社会的信用等が損なわれるおそれがあると認められる。ところで、漁場で調査サンプルを調達するためには、関係漁協の協力が必要と考えられる。そうであるにもかかわらず、具体的な漁場名を公にすると、今後、関係漁協から調査サンプルの調達に協力が得られなくなり、あさりの産地判別分析による食品表示の監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、当該分析は、店舗で販売されていたあさりも調査対象としており、実施機関が調査サンプルを調達した具体的な販売店舗名が記載されていることが確認された。当該分析の結果によっては、当該サンプルの調達元である販売店舗は、誤解や憶測により、社会的信用等が損なわれるおそれがあると認められる。そうであるにもかかわらず、具体的な販売店舗名を公にすると、今後、あさりをはじめとする熊本県産水産物の取扱いが控えられ、その結果、実施機関が行う水産振興に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、当該分析を行った独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）から実施機関に送付された検査結果報告書には、検査方法等が詳細に記載されていることが確認された。当該報告書を公にすると、今後、産地偽装事業者が巧妙に隠蔽するなど、あさりの産地判別分析による食品表示の監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報のうち、実施機関が調査サンプルを調達した具体的な漁場名及び販売店舗名、FAMICの検査結果報告書を条例第7条第6号により不開示としたことは妥当である。

しかしながら、前述の情報を除いた部分は、これらを公にしたとしても、今後の食品表示の監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、同号には該当せず、開示すべきである。

ウ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、国の職員の所属名、役職名、氏名、連絡先が記載されていることが認められる。

前述の（４）アのとおり、国の職員の役職名、氏名を公にすると、当該職

員の生命・身体に危害が加えられるおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できる。その結果、実施機関と国の連携が困難となり、食品表示に関する取締りに係る事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、国の職員の連絡先を公にすると、外部との連絡に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、当該情報のうち、国の職員の役職名、氏名、連絡先を条例第7条第6号により不開示としたことは妥当である。

しかしながら、国の所属名については、一般的にいずれの所属がどのような業務を担当しているか、おおよそ見当がつくものであると考えられる。また、国の所属名を公にしたとしても、特定の職員を識別することはできないものと考えられる。よって、当該情報を公にしたとしても、今後、実施機関と国の連携が困難となり、食品表示に関する取締りに係る事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、同号には該当せず、開示すべきである。

エ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、特定期間における特定漁協のあさり漁獲量が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、当該情報を公にすると、あさがり漁獲される時期、場所、量が明らかとなり、より巧妙な産地偽装が可能となるとのことだった。

しかしながら、当該情報は一つの漁協における数日間の漁獲量であって、県全体の限られた一部に過ぎないことから、今後の食品表示の監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は条例第7条第6号には該当せず、開示すべきである。

オ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、農林水産省が行った調査に関する結果等の内容、当該調査に係る実施機関への事前連絡の内容が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、これらの情報と、農林水産省が公表した調査結果に関する情報を組み合わせることで、調査の流れや手法等が推測され、今後の食品表示の監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことだった。

本件対象文書を見分したところ、農林水産省が行った調査に関する結果等の内容は、令和4年（2022年）2月1日に農林水産省が公表しており、また、原処分においても開示していることが確認された。

ところで、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定の時点であると解される。原処分の時点では、すでに農林水産省が調査結果等を公表していることから、これらの情報を公にしたとしても、今後

の食品表示の監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第7条第6号に該当せず、(4)エのとおり同条第5号にも該当しないことから、開示すべきである。

カ 別表のⅢ「実施機関が不開示とした部分」には、実施機関と農林水産省との意見交換に関する内容が記載されていることが認められる。

これらの情報のうち、実施機関又は農林水産省の職員の発言内容、食品表示基準Q&Aの具体的な改正案、取材報告書のうち報道機関の名称（当該情報を識別できる他の情報を含む。）、取材主旨、取材概要は、原処分において条例第7条第5号及び同条第6号該当を理由に不開示とされている。

これらの情報は、(4)ウの情報の一部と同一であることが認められる。そして、(4)ウの情報は、いずれも同条第5号に該当することを判断しているため、当該情報も同様に同号に該当することが認められる。

したがって、当該情報のうち、実施機関又は農林水産省の職員の発言内容、食品表示基準Q&Aの具体的な改正案、取材報告書のうち報道機関の名称（当該情報を識別できる他の情報を含む。）、取材主旨、取材概要は、同条第5号に該当し、同条第6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、前述の情報を除いた部分は、これらを公にしたとしても、今後の食品表示の監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、同条第6号には該当せず、(4)ウのとおり同条第5号にも該当しないことから、開示すべきである。

(6) 条例第9条を適用しなかったことの妥当性について

条例第9条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、例外的に開示することができるとするものである。

同条の適用に当たっては、個々の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に害することのないよう慎重に判断する必要があるが、同条は「公益上特に必要があると認めるとき」という規定ぶりからも、また不開示情報を開示することになるという処分の性質からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。

審査請求人は、本件対象文書のうち不開示とされた部分は、公益性が高い情報であるため、同条の規定を適用して、公益上の理由による裁量的開示を行うべき旨主張している。

しかしながら、外国産あさりの輸入に当たっては、税関の厳しい基準を通過しており、食品としての安全性に問題はないとのことであるから、前述の(1)ないし(5)で当審議会が不開示妥当と判断した情報を開示することに、開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められ

ない。

このことから、条例第9条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

したがって、本件不開示部分について同条を適用しなかったことは妥当である。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年(2024年) 1月10日	・ 諮問(第229号)
令和6年(2024年) 10月 8日	・ 審議
令和6年(2024年) 11月 6日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和6年(2024年) 12月11日	・ 審議
令和7年(2025年) 1月22日	・ 審議
令和7年(2025年) 2月26日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
委 員 大日方 信春
委 員 甲斐 郁子
委 員 齊藤 信子
委 員 関 智弘

別表

No	Ⅰ 行政文書の名称	実施機関が不開示とした部分 【不開示根拠規定】		Ⅳ 審議会が開示すべきと判断した部分
		Ⅱ 開示決定時点	Ⅲ 弁明時点	
1	令和3年（2021年）5月6日付け復命書	地区名、漁協名、組合長名、職員名 【第2号※】 【第3号ア※】	地区名、漁協名、組合長名、職員名 【第2号】 【第3号ア】	—
2	令和3年（2021年）5月6日付け復命書			—
3	令和3年（2021年）5月7日付け復命書			—
4	令和3年（2021年）9月21日付け報告、対応策の検討に関する文書	すべて 【第6号※】	国の調査に関する箇所、国職員名 【第5号※】 【第6号】	「1表題」の右欄のうち、 ・1行目6文字目から10文字目まで ・1行目15文字目から34文字目まで
				「8概要」の下欄のうち、 ・3行目7文字目から21文字目まで ・6行目19文字目から7行目まで ・9行目14文字目から18文字目まで ・9行目34文字目から38文字目まで ・10行目41文字目から11行目7文字目まで
5	令和3年（2021年）9月27日付け「今年5月の関係漁場に対する指導」	地区名、漁協名、組合長名、職員名 【第2号】 【第3号ア】	地区名、漁協名、組合長名、職員名 【第2号】 【第3号ア】	—

6	令和3年(2021年)9月27日付け「あさり蓄養に係る聞き取り調査について」	地区名、漁協名、地図 【第3号ア】	地区名、漁協名、地図 【第3号ア】	—
7	令和3年(2021年)9月29日付け「あさり蓄養に関する聞き取り調査結果について」	地区名、漁協名、地図、面積、業者名、職員名、記載内容の一部 【第2号】 【第3号ア】	地区名、漁協名、地図、面積、業者名、職員名、記載内容の一部 【第2号】 【第3号ア】	—
8	令和3年(2021年)10月1日付け調査、対応策の検討に関する文書	すべて 【第5号】 【第6号】	国職員名 【第5号】	—
9	令和3年(2021年)10月13日付け報告、対応策の検討に係る文書	すべて 【第3号ア】 【第5号】 【第6号】	地区名、漁協名、面積、国の調査に関する箇所 【第3号ア】 【第5号】 【第6号】	・3頁目14行目2文字目から40文字目まで
10	令和3年(2021年)10月18日付け報告、対応策の検討に係る文書	すべて 【第3号ア】 【第5号】 【第6号】	すべて 【第3号ア】 【第5号】 【第6号】	・1頁目のすべて ・2頁目1行目 ・2頁目17行目 ・3頁目1行目 ・4頁目から7頁目まで
				表を除いて、 ・8頁目1行目から3行目まで ・8頁目6行目から7行目まで ・8頁目11行目から27行目まで

				・ 9 頁目 1 行目から 2 8 行目まで
11	令和 3 年（2 0 2 1 年）1 0 月 1 9 日付け関係先への問合せに係る文書	すべて 【第 5 号】 【第 6 号】	国職員名 【第 5 号】 【第 6 号】	—
12	令和 3 年（2 0 2 1 年）1 0 月 2 1 日付け調査、対応策の検討に係る文書	すべて 【第 3 号ア】 【第 5 号】 【第 6 号】	すべて 【第 3 号ア】 【第 5 号】 【第 6 号】	手書き部分を除いて、 ・ 1 頁目 1 行目から 5 行目まで ・ 1 頁目 1 5 行目 ・ 1 頁目 3 0 行目
				・ 2 頁目 1 行目 ・ 2 頁目 8 行目 ・ 2 頁目 1 7 行目 ・ 2 頁目 2 9 行目 ・ 3 頁目 1 行目 ・ 3 頁目 6 行目 ・ 3 頁目 1 9 行目 ・ 4 頁目 1 行目 ・ 4 頁目 3 行目 ・ 4 頁目 1 1 行目 ・ 4 頁目 2 5 行目 ・ 4 頁目 3 5 行目 ・ 5 頁目 1 行目 ・ 5 頁目 7 行目 ・ 5 頁目 2 0 行目 ・ 6 頁目 1 行目 ・ 6 頁目 6 行目 ・ 6 頁目 1 9 行目 ・ 7 頁目のすべて ・ 8 頁目 1 行目から 2 行目まで

				・ 8 頁目の表中、上から 1 段目から 1 1 段目のすべての欄 ・ 8 頁目の表中、上から 1 2 段目から 1 8 段目の左側の欄 ・ 1 0 頁目から 1 1 頁目まで ・ 1 2 頁目 1 行目から 2 0 行目まで ・ 1 3 頁目 1 行目から 8 行目まで
13	令和 3 年（2 0 2 1 年）1 0 月 2 5 日付け調査、対応策の検討に係る文書	すべて 【第 5 号】 【第 6 号】	すべて 【第 5 号】 【第 6 号】	・ 1 頁目 1 行目から 6 行目 2 8 文字目まで ・ 1 頁目 6 行目 3 6 文字目から 1 4 行目 1 5 文字目まで ・ 1 頁目 1 5 行目 1 文字目から 1 1 文字目まで ・ 1 頁目 1 5 行目 1 9 文字目から 3 0 文字目まで ・ 1 頁目 1 6 行目から 2 8 行目まで ・ 1 頁目 3 4 行目 ・ 2 頁目 1 行目 ・ 2 頁目 1 2 行目から 1 9 行目まで ・ 3 頁目から 4 頁目まで
14	令和 3 年（2 0 2 1 年）1 0 月 2 8 日付け調査、対応策の検討に関する文書	すべて 【第 5 号】 【第 6 号】	国職員名、電話番号 【第 5 号】	—
15	令和 3 年（2 0 2 1 年）1 1 月 1 1 日付け報告、対応策の検討に係る文書	すべて 【第 3 号ア】 【第 5 号】 【第 6 号】	地区名、漁協名、面積、位置図、国の調査に関する箇所 【第 3 号ア】 【第 5 号】 【第 6 号】	・ 1 頁目 5 行目 2 文字目から 1 9 文字目まで ・ 1 頁目 6 行目 2 文字目から 2 4 文字目まで ・ 2 頁目 4 行目から 2 7 行目 2 3 文字目まで ・ 2 頁目 2 8 行目から 3 0 行目まで ・ 3 頁目 6 行目から 7 行目まで ・ 3 頁目 2 2 行目 ・ 3 頁目 2 7 行目
16	令和 3 年（2 0 2 1 年）1 1 月 1 8 日付け「輸入あさりの蓄養に係る状況把握の依頼に	地区名、漁協名、組合長名、発言の一部 【第 3 号ア、イ※】	地区名、漁協名、組合職員名、発言の一部 【第 3 号ア、イ】	—

	ついて」	【第 6 号】	【第 6 号】	
17	令和 3 年（2021 年）12 月 3 日付け調査、対応策の検討に関する文書	すべて 【第 5 号】 【第 6 号】	国職員名 【第 5 号】	—
18	令和 3 年（2021 年）12 月 17 日付け調査、対応策の検討に関する文書	すべて 【第 5 号】 【第 6 号】	地区名 【第 3 号ア】	—
19	令和 3 年（2021 年）12 月 22 日付け「あさり蓄養に係る漁場の利用状況の提出について」	漁協名 【第 3 号ア】	漁協名 【第 3 号ア】	—
20	令和 3 年（2021 年）12 月 23 日付け調査に係る文書	すべて 【第 6 号】	すべて 【第 6 号】	・ 1 頁目 12 行目 17 文字目から 22 文字目まで ・ 1 頁目 13 行目 18 文字目から 23 文字目まで ・ 2 頁目 3 行目 17 文字目から 22 文字目まで ・ 2 頁目 4 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 5 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 6 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 7 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 8 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 9 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 10 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 11 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 12 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 13 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 2 頁目 14 行目 18 文字目から 23 文字目まで ・ 2 頁目 15 行目から 18 行目まで

21	令和3年（2021年）12月24日付け調査、対応策の検討に係る文書	すべて 【第5号】 【第6号】	すべて 【第5号】 【第6号】	・ 1 頁目 1 行目から 8 行目 4 文字目まで ・ 1 頁目 8 行目 7 文字目から 1 8 文字目まで ・ 1 頁目 8 行目 3 0 文字目から 1 6 行目 3 文字目まで ・ 1 頁目 1 6 行目 1 5 文字目から 2 1 行目 2 7 文字目まで ・ 1 頁目 2 3 行目 1 2 文字目から 2 5 行目まで
				手書き部分を除いて、 ・ 2 頁目 1 行目から 5 行目まで ・ 2 頁目の表中、上から 1 段目の左側の欄 ・ 2 頁目の表中、上から 2 段目のすべての欄 ・ 2 頁目の表中、上から 3 段目の左側の欄 ・ 2 頁目の表中、上から 4 段目の左側の欄 ・ 2 頁目の表中、上から 5 段目の左側の欄
				表を除いて、 ・ 4 頁目 1 行目から 5 行目まで
				・ 5 頁目 1 行目から 2 行目まで ・ 5 頁目の表中、右側の欄 ・ 6 頁目の表中、右側の欄
22	令和4年（2022年）1月6日付け報告、対応策の検討に係る文書	すべて 【第3号ア】 【第5号】 【第6号】	地区名、漁協名、国及び県の調査に関する箇所 【第3号ア】 【第5号】 【第6号】	・ 1 頁目 5 行目から 1 2 行目まで ・ 1 頁目 1 3 行目 2 6 文字目から 1 4 行目 9 文字目まで ・ 1 頁目 2 7 行目 3 文字目から 2 6 文字目まで ・ 1 頁目 2 8 行目 6 文字目から 2 7 行目まで
				2 頁目「（3）調査スケジュール」の表中「1 2 月」の下欄のうち、 ・ 3 行目から 4 行目 1 文字目まで ・ 4 行目 4 文字目から 6 行目 1 文字目まで ・ 6 行目 4 文字目から 5 文字目まで

				・ 6 行目 8 文字目から 9 行目 1 文字目まで ・ 9 行目 4 文字目から 1 1 行目 1 文字目まで ・ 1 1 行目 4 文字目から 5 文字目まで ・ 1 1 行目 9 文字目から 1 3 行目 1 文字目まで ・ 1 3 行目 4 文字目から 1 5 行目 1 文字目まで ・ 1 5 行目 4 文字目から 5 文字目まで ・ 1 5 行目 8 文字目から 9 文字目まで ・ 1 5 行目 1 2 文字目から 1 6 行目まで
				・ 5 頁目 1 0 行目 2 4 文字目から 1 1 行目 2 4 文字目まで
				5 頁目「(2) 調査スケジュール」の表中「1 月」の下欄のうち、 ・ 9 行目 2 文字目から 1 3 行目まで
23	令和 4 年（2 0 2 2 年）1 月 7 日付け【放送日の延期：1 5 日－2 2 日】C B C が取材したあさりに関する T B S の報道特集の放送日について	メール差出人、宛先、本文、連絡先 【第 2 号】 【第 6 号】	メール差出人、宛先、本文、連絡先 【第 2 号】 【第 6 号】	—
24	令和 4 年（2 0 2 2 年）1 月 1 2 日付け報告、対応策の検討に係る文書	すべて 【第 5 号】 【第 6 号】	国及び県の調査に関する箇所 【第 5 号】 【第 6 号】	・ 1 頁目 6 行目 2 文字目から 9 行目まで ・ 1 頁目 1 0 行目 7 文字目から 1 3 行目 1 5 文字目まで ・ 1 頁目 1 4 行目 2 7 文字目から 1 5 行目 1 1 文字目まで
25	令和 4 年（2 0 2 2 年）1 月 1 7 日付け報道特集 1 月 2 2 日放送予告（国産あさりの産地偽装の実態）について	メール差出人、宛先、連絡先 【第 6 号】	メール差出人、宛先、連絡先 【第 6 号】	—

26	令和4年（2022年）1月18日付け報告、対応策の検討に係る文書	すべて 【第5号】 【第6号】	国及び県の調査に関する箇所、国職員名 【第5号】 【第6号】	・2頁目17行目11文字目から23文字目まで ・2頁目19行目6文字目から14文字目まで ・2頁目20行目7文字目から15文字目まで ・2頁目30行目2文字目から32行目まで ・2頁目33行目2文字目から37行目まで
27	令和4年（2022年）1月18日付け「議員協議報告書」	発言内容の一部 【第5号】	発言内容の一部 【第5号】	1頁目「記入者」の下欄のうち、 ・6行目から22行目まで
				・2頁目
28	令和4年（2022年）1月18日付け貝類の産地を判別する新しい手法を開発	—	—	—
29	令和4年（2022年）1月21日付け調査に係る文書	すべて 【第3号ア】 【第6号】	調査店舗 【第3号ア】 【第6号】	—
30	令和4年（2022年）1月21日付け「あさり産地偽装の報道に関する知事への報告概要」	発言内容の一部 【第5号】 【第6号】	発言内容の一部 【第5号】 【第6号】	・10行目2文字目から11行目まで
31	令和4年（2022年）1月23日付け「あさり産地偽装に関する報道について」	—	—	—
32	令和4年（2022年）1月24日付け【くらしの安全推進課】報道特集関係（あさり	宛先 【第2号】	宛先 【第2号】	・1頁目4行目10文字目から31文字目まで

	産地偽装)			
33	令和4年(2022年)1月24日付け溝口議員協議報告書について	発言内容の一部 【第5号】	発言内容の一部 【第5号】	2頁目「記入者」の下欄のうち、 ・9行目2文字目から10文字目まで ・10行目から30行目まで
34	令和4年(2022年)1月24日付け生鮮あさりの産地表示の適正化について	—	—	—
35	令和4年(2022年)1月26日付け「あさり産地偽装に関する報道について」	—	—	—
36	令和4年(2022年)1月25日付け「あさり産地偽装に関する県漁連との意見交換概要」	職員名、発言の一部 【第2号】 【第3号ア、イ】 【第6号】	職員名、発言の一部 【第2号】 【第3号ア、イ】 【第6号】	・2頁目13行目6文字目から41文字目まで
37	令和4年(2022年)1月26日付け「あさり産地偽装に係る報道への対応ーあさり産地偽装の撲滅に向けてー」	資料の一部 【第5号】 【第6号】	—	—
38	令和4年(2022年)1月28日付け調査に係る文書	すべて 【第3号ア】 【第6号】	分析に関する箇所 【第6号】	・2頁目2行目1文字目から7文字目まで ・2頁目3行目16文字目から21文字目まで ・2頁目4行目1文字目から6文字目まで ・2頁目5行目17文字目から22文字目まで ・2頁目6行目1文字目から8文字目まで ・3頁目9行目4文字目から25文字目まで ・3頁目10行目6文字目から29文字目まで

				・ 3 頁目 2 0 行目 2 7 文字目から 2 1 行目 2 4 文字目まで
				手書き部分を除いて、 ・ 4 頁目 4 行目 1 7 文字目から 2 2 文字目まで ・ 4 頁目 5 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 6 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 7 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 8 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 9 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 1 0 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 1 1 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 1 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 1 3 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 1 4 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 4 頁目 1 5 行目 1 8 文字目から 2 3 文字目まで ・ 4 頁目 1 6 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 1 7 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 1 8 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 1 9 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 0 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 2 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 3 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 4 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 5 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 6 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 7 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 8 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 2 9 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 3 0 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 3 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで

				・ 4 頁目 3 2 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 3 3 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 3 4 行目 1 文字目から 8 文字目まで ・ 4 頁目 3 5 行目 1 文字目から 8 文字目まで
39	令和 4 年（2022 年）1 月 28 日付け復命書	地区名、漁協名、組合 長名、職員名、発言の 一部 【第 2 号】 【第 3 号ア】 【第 6 号】	地区名、漁協名、組合 長名、職員名、発言の 一部 【第 2 号】 【第 3 号ア】 【第 6 号】	—
40	令和 4 年（2022 年）1 月 28 日付け復命書	地区名、漁協名、組合 長名、職員名、法人名、 発言の一部 【第 2 号】 【第 3 号ア、イ】 【第 6 号】	地区名、漁協名、組合 長名、職員名、法人名、 発言の一部 【第 2 号】 【第 3 号ア、イ】 【第 6 号】	・ 3 頁目 3 4 行目から 3 5 行目まで
41	令和 4 年（2022 年）1 月 28 日付け「県政への意見に ついて」	—	—	—
42	令和 4 年（2022 年）1 月 31 日付け「熊本県産あさり ブランドを守るための意見交 換会資料」	—	—	—
43	令和 4 年（2022 年）1 月 31 日付け「意見交換会概要 について」	—	—	—

44	令和4年（2022年）1月31日付け「熊本県産あさりブランドを守るための意見交換会投げ込み資料」	—	—	—
45	令和4年（2022年）1月31日付け「あさりの産地偽装報道に関する県政への意見について」	—	—	—
46	令和4年（2022年）1月31日付けあさり産地偽装ダイヤル「産地偽装110番」の設置について	—	—	—
47	令和4年（2022年）1月31日付け農林水産省が実施した「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果について」の公表について	メール差出人、連絡先【第6号】	メール差出人、連絡先【第6号】	—
48	令和4年（2022年）2月1日付け「庁議資料熊本県産あさりブランドを守るための熊本県と熊本県漁業協同組合連合会との意見交換会の実施について」	—	—	—
49	令和4年（2022年）2月1日付け「熊本県産あさり緊	—	—	—

	急出荷停止宣言に伴う協力要請についての通知（伺い）」			
50	令和４年（２０２２年）２月 １日付けあさり産地偽装に関する環境生活部の取組み	—	—	—
51	令和４年（２０２２年）２月 １日付けあさりの原産地表示の適正化の推進について	—	—	—
52	令和４年（２０２２年）２月 １日付け「産地偽装１１０番」 電話対応マニュアル	—	—	—
53	令和４年（２０２２年）２月 １日付け「熊本県産」に偽装したあさを排除するための「県産あさり緊急出荷停止宣言」の発出と同取組みへの協力について（伺い）	—	—	—
54	令和４年（２０２２年）２月 １日付けよろず申請システム及び県ＨＰ掲載について	—	—	—
55	令和４年（２０２２年）２月 ３日付け調査に関する文書	すべて 【第３号ア】 【第６号】	すべて 【第３号ア】 【第６号】	—
56	令和４年（２０２２年）２月	対応者	対応者	—

	3日付け食品表示に関する消費者庁への疑義照会メモ	【第6号】	【第6号】	
57	令和4年（2022年）2月4日付け「あさり産地偽装報道に関する御意見等の件数について」	—	—	—
58	令和4年（2022年）2月4日付けSNSの書き込み	—	—	—
59	令和4年（2022年）2月4日付け食品表示に関する消費者庁への疑義照会メモ	対応者、照会内容の一部 【第6号】	対応者、照会内容の一部 【第6号】	—

※第2号： 条例第7条第2号（個人に関する情報）

第3号ア、イ： 条例第7条第3号ア、イ（法人等に関する情報）

第5号： 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）

第6号： 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）